

砂川市規則第22号  
令和8年4月10日

砂川市公益専用の軽自動車税（種別割）に係る減免取扱規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

（ 別 紙 ）

## 砂川市公益専用の軽自動車税（種別割）に係る減免取扱規則の一部を改正する規則

砂川市公益専用の軽自動車税（種別割）に係る減免取扱規則（令和3年規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名中「軽自動車税（種別割）」を「軽自動車税」に改める。

第1条及び第2条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第3条中「軽自動車税（種別割）減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に改める。

第5条中「軽自動車税（種別割）減免決定通知書」を「軽自動車税減免決定通知書」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

### 附 則

この規則は、令和8年4月13日から施行する。



様

砂川市長

軽自動車税減免決定通知書

様が所有している軽自動車等について、砂川市税条例第 89 条に該当すると認められるので下記のとおり 年度軽自動車税を減免します。

なお、減免を決定した後において、減免申請書に記載された内容が事実と反することが明らかになったときは、減免を取消しすることがあります。

記

減免対象車両	標 識 番 号 又 は 車 両 番 号			
	車両種別及び用途			
	車 体 の 形 状			
	車 台 番 号			
	型 式 及 び 年 式			
	原動機の型式及び総 排気量又は定格出力			
	主たる定置場			
納税通知書番号	税 額	減 免 税 額	差引納付額	
	円	円	円	

※ この通知書は、継続検査用納税証明としては、使用できません。

継続検査を受ける場合には、同封しております「軽自動車税納税証明書」をご使用ください。